

仕様書（案）

1. 件名

令和5年度化学物質安全対策（規制化学物質に関する国際的な動向調査）

2. 目的

経済産業省では、化学物質管理に関連する国連の多国間条約である、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」（以下POP s条約）^{注1}、「国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約」（以下PIC条約）^{注2}に対応すべく、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下化審法）等の施行を通じて、化学物質の製造・使用・貿易等に係る規制措置を実施している。各条約に新たな物質が追加された場合には、国内の法制度等に適切に反映する必要があるため、これら条約の動向を迅速かつ適切にフォローすることが重要である。

また、国内における化学物質管理が、国際的な議論・動向との整合性を有するものとなるよう、OECDにおける化学物質規制動向や、主に経済産業省で担当する化学物質の製造・使用・貿易等に関する規制の国際動向に注目した情報収集をすることが重要である。

本事業では、POP s条約及びPIC条約に関係する国際会議における検討状況を調査するとともに、これらの条約の着実な国内実施のために必要な基礎情報を収集・整理する。また、POP s候補物質に関する国際会議における検討状況の詳細を踏まえつつ、必要に応じて、POP s及びPOP sと類似の性状を有する高懸念化学物質等に関する国際機関及び諸外国での規制等に関する情報を収集する。さらに、OECDにおける化学物質管理についての検討状況を調査するとともに、規制化学物質に関する海外情報の収集と整理を行う。

注1：環境中での残留性、生物蓄積性、人や生物への毒性、長距離移動性が懸念される有機化学物質（残留性有機汚染物質）の製造及び使用の廃絶・制限、排出の削減、これらの物質を含む廃棄物等の適正処理等を規定している。我が国は2002年に締結。（<http://chm.pops.int/>）

注2：特定の有害な化学物質の輸出入に関する手続を規定し、その決定を締約国に周知することにより、環境の悪化と人の健康に悪影響を及ぼすことを防ぐ。我が国は2004年に締結。（<http://www.pic.int/>）

3. 調査内容及び実施方法

（1）ストックホルム条約（POP s条約）及びロッテルダム条約（PIC条約）の規制対象物質及び規制候補物質に関する国際的な動向調査

以下の項目について、各種文献、会議資料（条約事務局のウェブページで入手可能）、関連学会及び業界の配布資料、インターネット（国際機関や海外規制当局等）、海外ニュースソース、関係者へのヒアリングなどから情報の収集・整理等を実施する。資料作成及び関連資料の翻訳、概要作成に当たっては、化学物質管理課と相談の上対象文書を決定する。また、出張者は、英語の議論に参加できる者、化学物質の安全性に係る専門用語（英語）も理解できる者を確保することとする。

1）POP s候補物質に関する調査

a）POP s条約の規制候補物質等に関する調査

規制候補物質（POP s候補物質）の検討を行うPOP s条約締約国会議（COP11）及びPOP s条約検討委員会（POPRC19）に向けて、以下のPOP s候補物質の性状や管理方法等について記載された会議文書案が準備される。また、会期間作業において、会議文書案の他にも追加情報が提供されることがある。会議文書案や追加情報、これらで引用されている文献等を調査し、整理、分析を行う。事業期間中は化学物質管理課の指示に従って進捗状況を適宜報告することとし、その上で更なる具体的な検討を要する項目等を定めて調査する。

- ① メトキシクロル
- ② デクロランプラス
- ③ UV-328

上記①～③の物質について、POP s 条約COP11に向けて、国内外の規制措置や代替方法等に関する追加情報を整理する。

- ④ 中鎖塩素化パラフィン (C14～17)
- ⑤ 長鎖ペルフルオロカルボン酸とその塩及び関連物質 (C9～21)

上記④と⑤の物質について、将来規制されることが決定した場合の社会経済的影響、及び適用除外の必要性について検討するため、当該物質の国内での使用状況及びその代替可能性等に関する情報を収集し整理する。

- ⑥ クロルピリホス

作成されるリスクプロファイルに関して発生源情報等に関する情報を調査するとともに、分解性、生物蓄積性等の情報の懸念点や問題点を抽出する。また、将来規制されることが決定した場合の社会経済的影響、及び適用除外の必要性について検討するため、当該物質の国内での使用状況及びその代替可能性等に関する情報を収集し整理する。

- ⑦ 新規提案物質

新規にPOP s 候補物質が提案された場合、当該物質が条約に定められたスクリーニング基準（残留性、生物蓄積性、長距離移動の可能性、悪影響等）を満たすかどうかについて調査する。また、国内法令での措置状況、有害性評価・リスク評価等の実施状況と結果、製造、使用、貿易量等の国内での状況について、可能な限り調査する。なお、新規提案物質の有無については、2023年4～6月頃に判明する見込み。POP s 候補物質の提案者が提出した情報は、POPRC19の会議文書として提供される。

- ⑧ ペルフルオロオクタン酸 (PF OA) とその塩及び関連物質の例示リスト

- ⑨ ペルフルオロヘキサンスルホン酸 (PF H x S) とその塩及び関連物質の例示リスト

上記⑧と⑨の物質の例示リストについて、例示リストの改訂案が提供された場合、追加または削除された物質に関する根拠資料等を収集し整理する。

- ⑩ 化学物質の長距離移動性に関する考察

POP s 条約内で議論される長距離移動性に関する内容について、必要に応じて情報を収集し、分析・整理する。

b) POP s 候補物質に係る国内企業に対する調査及び検討

経済産業省が国内企業に対しPOP s 規制候補物質の使用状況等に関して実施する調査について、その結果を分析して必要な情報を抽出・整理する。また、その分析結果に基づきPOP s 条約事務局への情報提供資料案を作成する。必要な情報の抽出・整理に当たっては、適宜、関連する業界団体等からの情報収集を行う。

c) 今後提案される可能性のある化学物質に関する調査

今後提案される可能性の高い化学物質について、国内外の規制措置や代替方法等に関する情報を収集し整理する。

2) POP s 条約及びPIC条約の関連会議における対応

- a) 第11回POP s 条約締約国会議 (COP11) 及び第11回PIC条約締約国会議 (COP11) (2023年5月頃、於：ジュネーブ)

議題に応じて国内有識者1名を参加させるとともに、参加に伴う事務的な作業、検討状況などの最新情報の入手、資料作成、専門家への説明等を行う。また、必要に応じて関連資料の翻

訳、概要作成を行う。

- b) 第19回残留性有機汚染物質検討委員会（POPRC19）（2023年10月頃、於：ローマ）

1名程度出席するとともに、大学教授等の国内有識者（1名程度、化学物質管理課が指定する）を参加させ、会議における検討状況を整理するほか、参加に係る事務的作業、検討状況等の最新情報の入手、資料作成、派遣専門家の支援等を行う。また、会期間作業における議論についても状況を把握し、情報収集・分析等の必要な支援を行うとともに、必要に応じて関連資料の翻訳、概要作成を行う。

- c) 第19回PIC条約化学物質検討委員会（PICCRC19）（2023年9月～10月頃、於：ローマ）

1名程度出席するとともに、会議における検討状況を整理するほか、参加に係る事務的作業、検討状況等の最新情報の入手、資料作成等の必要な支援を行うとともに、必要に応じて関連資料の翻訳、概要作成を行う。

- d) 国内検討会議の開催

大学教授や研究機関などの専門家ら有識者（化学物質管理課と相談の上決定）による非公開の検討会議を2回程度開催し（POPRC19の前後に1回ずつを想定）、POPRC19に向けて行われている会期間作業の動向・議論を踏まえ、POPRC19における対応について有識者の意見を聴取し、取りまとめる。なお、開催場所は経済産業省内会議室等を利用することとし、会議室借料は認めない。

3) OECDにおける化学物質規制動向及び規制化学物質に関する海外情報調査

- a) OECD/the Chemicals and Biotechnology Committee(OECD化学バイオ委員会)の公式・非公式会合（2023年6月頃及び2024年2月頃）

1名程度出席するとともに、会議における検討状況を整理するほか、参加に係る事務的作業、検討状況等の最新情報の入手、資料作成等の必要な支援を行うとともに、必要に応じて関連資料の翻訳、概要作成を行う。

成等の必要な支援を行うとともに、必要に応じて関連資料の翻訳、概要作成を行う。

- b) 規制化学物質に関する海外情報調査

規制化学物質管理の着実な実施のために必要な新規及び既存の規制対象化学物質に係る基礎情報として、関連学会及び業界の配布資料、インターネット（国際機関や海外規制当局等）、海外ニュースソース（Chemical Watch等）、関係者へのヒアリングなどから海外情報の収集・整理等を実施する。特に欧州や米国にて活発な動きがみられるPFAS規制動向について最新動向を注視する。

- (2) (1)について、報告書としてまとめる（(1)の3)のb)規制化学物質に関する海外情報調査を除く）。

上記の調査結果を報告書として取りまとめる。

4. 調査実施期間

委託契約締結日から令和6年3月29日まで

5. 納入物

- ・調査報告書電子媒体（CD-R） 1式

- 調査報告書、調査で得られた元データ、委託調査報告書公表用書誌情報（様式1）、二次利用未承諾リスト（様式2）を納入すること。
- 調査報告書については、PDF形式に加え、機械判読可能な形式のファイルも納入すること。

- 調査で得られた元データについては、機械判読可能な形式のファイルで納入することとし、特に図表・グラフに係るデータ（以下「E X C E L等データ」という。）については、E X C E L形式等により納入すること。
- なお、様式1及び様式2はE X C E L形式とする。

・調査報告書電子媒体（C D - R） 2式（公表用）

- 調査報告書及び様式2（該当がある場合のみ）を一つのP D Fファイル（透明テキスト付）に統合したもの、並びに公開可能かつ二次利用可能なE X C E L等データを納入すること。
- セキュリティ等の観点から、経済産業省と協議の上、非公開とするべき部分については、削除するなどの適切な処置を講ずること。
- 調査報告書は、オープンデータ（二次利用可能な状態）として公開されることを前提とし、経済産業省以外の第三者の知的財産権が関与する内容を報告書に盛り込む場合は、①事前に当該権利保有者の了承を得、②報告書内に出典を明記し、③当該権利保有者に二次利用の了承を得ること。二次利用の了承を得ることが困難な場合等は、下記の様式2に当該箇所を記述し、提出すること。
- 公開可能かつ二次利用可能なE X C E L等データが複数ファイルにわたる場合、1つのフォルダに格納した上で納入すること。
 - ◆各データのファイル名については、調査報告書の図表名と整合をとること。
 - ◆E X C E L等データは、オープンデータとして公開されることを前提とし、経済産業省以外の第三者の知的財産権が関与する内容を含まないものとする。

※調査報告書電子媒体の具体的な作成方法の確認及び様式1・様式2のダウンロードは、以下のU R Lから行うこと。

<https://www.meti.go.jp/topic/data/e90622aj.html>

6. 納入先

経済産業省製造産業局化学物質管理課

7. 不開示情報の取扱い

（1）情報管理体制

①受託者は本事業で知り得た情報を適切に管理するため、次の履行体制を確保し、委託者に対し「情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面（情報管理体制図）」及び「情報取扱者名簿」（氏名、住所、生年月日、所属部署、役職等が記載されたもの）別紙様式を提出し、担当課室の同意を得ること。なお、情報取扱者名簿は、委託業務の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を掲載すること。

（確保すべき履行体制）

契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した一切の情報が、経済産業省が保護を要しないと確認するまでは、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること

経済産業省が個別に承認した場合を除き、契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること

②本事業で知り得た一切の情報について、情報取扱者以外の者の開示又は漏えいしてはならないものとする。ただし、担当課室の承認を得た場合は、この限りではない。

③①の情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面又は情報取扱者名簿に変更がある場合は、予め担当課室へ届出を行い、同意を得なければならない。

（２）業務従事者の経歴

業務従事者の経歴（氏名、所属、役職、学歴、職歴、業務経験、研修実績その他の経歴、専門的知識その他の知見、母語及び外国語能力、国籍等がわかる資料）を提出すること。

※経歴提出のない業務従事者の人件費は計上不可。

８．その他

業務情報を取り扱う場合又は業務情報を取り扱う情報システムやウェブサイトの構築・運用等を行う場合、別記１「情報セキュリティに関する事項」を遵守し、情報セキュリティ対策を実施すること。

会議（検討会、研究会及び委員会を含む。）を運営する場合は、別記２「会議運営について」に基づき、会議運営実績報告書を納入物とともに提出すること。

別記1

情報セキュリティに関する事項

以下の事項について遵守すること。

1) 受託者は、契約締結後速やかに、情報セキュリティを確保するための体制を定めたものを含み、以下2)～18)に記載する事項の遵守の方法及び提出を求める情報、書類等（以下「情報セキュリティを確保するための体制等」という。）について、経済産業省（以下「当省」という。）の担当職員（以下「担当職員」という。）に提示し了承を得た上で確認書類として提出すること。ただし、別途契約締結前に、情報セキュリティを確保するための体制等について担当職員に提示し了承を得た上で提出したときは、この限りでない。また、定期的に、情報セキュリティを確保するための体制等及び対策に係る実施状況を紙媒体又は電子媒体により報告すること。加えて、これらに変更が生じる場合は、事前に担当職員へ案を提出し、同意を得ること。

なお、報告の内容について、担当職員と受託者が協議し不十分であると認めた場合、受託者は、速やかに担当職員と協議し対策を講ずること。

2) 受託者は、本業務に使用するソフトウェア、電子計算機等に係る脆弱性対策、不正プログラム対策、サービス不能攻撃対策、標的型攻撃対策、アクセス制御対策、情報漏えい対策を講じるとともに、契約期間中にこれらの対策に関する情報セキュリティ教育を本業務にかかわる従事者に対し実施すること。

3) 受託者は、本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。）の取扱いには十分注意を払い、当省内に複製が可能な電子計算機等の機器を持ち込んで作業を行う必要がある場合には、事前に担当職員の許可を得ること。なお、この場合であっても、担当職員の許可なく複製してはならない。また、作業終了後には、持ち込んだ機器から情報が消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明すること。

4) 受託者は、本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体）について、担当職員の許可なく当省外で複製してはならない。また、作業終了後には、複製した情報が電子計算機等から消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明すること。

5) 受託者は、本業務を終了又は契約解除する場合には、受託者において本業務遂行中に得た本業務に関する情報（紙媒体及び電子媒体であってこれらの複製を含む。）を速やかに担当職員に返却又は廃棄若しくは消去すること。その際、担当職員の確認を必ず受けること。

6) 受託者は、契約期間中及び契約終了後においても、本業務に関して知り得た当省の業務上の内容について、他に漏らし又は他の目的に利用してはならない。

なお、当省の業務上の内容を外部に提供する必要が生じた場合は、提供先で当該情報が適切に取り扱われないおそれがあることに留意し、提供の可否を十分に検討した上で、担当職員の承認を得るとともに、取扱上の注意点を示して提供すること。

7) 受託者は、本業務の遂行において、情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがある場合の対処方法について担当職員に提示すること。また、情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがあることを認知した場合には、速やかに担当職員に報告を行い、原因究明及びその対処等について担当職員と協議の上、その指示に従うこと。

8) 受託者は、「経済産業省情報セキュリティ管理規程（平成 18・03・22 シ第 1 号）」、「経済産業省情報セキュリティ対策基準（平成 18・03・24 シ第 1 号）」及び「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（令和 3 年度版）」（以下「規程等」と総称する。）を遵守すること。また、契約締結時に規程等が改正されている場合は、改正後の規程等を遵守すること。

9) 受託者は、当省又は内閣官房内閣サイバーセキュリティセンターが必要に応じて実施する情報セキュリティ監査、マネジメント監査又はペネトレーションテストを受け入れるとともに、指摘事項への対応を行うこと。

10) 受託者は、本業務に従事する者を限定すること。また、受託者の資本関係・役員の情報、本業務の実施場所、本業務の全ての従事者の所属、専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）、実績及び国籍に関する情報を担当職員に提示すること。なお、本業務の実施期間中に従事者を変更等する場合は、事前にこれらの情報を担当職員に再提示すること。

11) 受託者は、本業務を再委託（業務の一部を第三者に委託することをいい、外注及び請負を含む。以下同じ。）する場合は、再委託されることにより生ずる脅威に対して情報セキュリティが十分に確保されるよう、上記 1) から 10) まで及び 12) から 18) までの措置の実施を契約等により再委託先に担保させること。また、1) の確認書類には再委託先に係るものも含むこと。

12) 受託者は、外部公開ウェブサイト（以下「ウェブサイト」という。）を構築又は運用するプラットフォームとして、受託者自身（再委託先を含む。）が管理責任を有するサーバ等を利用する場合には、OS、ミドルウェア等のソフトウェアの脆弱性情報を収集し、セキュリティ修正プログラムが提供されている場合には業務影響に配慮しつつ、速やかに適用を実施すること。また、ウェブサイト構築時においてはサービス開始前に、運用中においては年 1 回以上、ポートスキャン、脆弱性検査を含むプラットフォーム診断を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施すること。

13) 受託者は、ウェブサイトを構築又は運用する場合には、インターネットを介して通信する情報の盗聴及び改ざんの防止並びに正当なウェブサーバであることを利用者が確認できるようにするため、TLS(SSL)暗号化の実施等によりウェブサイトの暗号化の対策等を講じること。

なお、必要となるサーバ証明書には、利用者が事前のルート証明書のインストールを必要とすることなく、その正当性を検証できる認証局（証明書発行機関）により発行された電子証明書をを用いること。

14) 受託者は、ウェブサイト上のウェブアプリケーションの構築又は改修を行う場合には、独立行政法人情報処理推進機構が公開する最新の「安全なウェブサイトの作り方」（以下「作り方」という。）に基づくこと。また、ウェブアプリケーションの構築又は更改時においてはサービス開始前に、運用中においてはウェブアプリケーションへ修正を加えた場合や新たな脅威が確認された場合に、「作り方」に記載されている脆弱性の検査等（ウェブアプリケーション診断）を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施すること。併せて、「作り方」のチェックリストに従い対応状況を確認し、その結果を記入したチェックリストを担当職員に提出すること。なお、チェックリストの結果に基づき、担当職員から指示があった場合は、それに従うこと。

15) 受託者は、ウェブサイト又は電子メール送受信機能を含むシステムを構築又は運用する場合には、政府機関のドメインであることが保証されるドメイン名「.go.jp」を使用すること。

16) 受託者は、情報システム（ウェブサイトを含む。以下同じ。）の設計、構築、運用、保守、廃

棄等（電子計算機、電子計算機が組み込まれた機器、通信回線装置、電磁的記録媒体等のハードウェア又はソフトウェア（以下「機器等」という。）の調達を含む場合には、その製造工程を含む。）を行う場合には、以下を実施すること。

①各工程において、当省の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。また、具体的な管理手順や品質保証体制を証明する書類等を提出すること。

②情報システムや機器等に意図しない変更が行われる等の不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等、当省と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制を整備していること。それらが妥当であることを証明するため書類を提出すること。

③不正プログラム対策ソフトウェア等の導入に当たり、既知及び未知の不正プログラムの検知及びその実行の防止の機能を有するソフトウェアを導入すること。

④情報セキュリティ対策による情報システムの変更内容について、担当職員に速やかに報告すること。また、情報システムが構築段階から運用保守段階へ移行する際等、他の事業者へ引継がれる項目に、情報セキュリティ対策に必要な内容を含めること。

⑤サポート期限が切れた又は本業務の期間中にサポート期限が切れる予定がある等、サポートが受けられないソフトウェアの利用を行わない及びその利用を前提としないこと。また、ソフトウェアの名称・バージョン・導入箇所等を管理台帳で管理することに加え、サポート期限に関するものを含むソフトウェアの脆弱性情報を収集し、担当職員に情報提供するとともに、情報を入手した場合には脆弱性対策計画を作成し、担当職員の確認を得た上で対策を講ずること。

⑥電子メール送受信機能を含む場合には、SPF（Sender Policy Framework）等のなりすましの防止策を講ずるとともに SMTP によるサーバ間通信の TLS（SSL）化や S/MIME 等の電子メールにおける暗号化及び電子署名等により保護すること。

17) 受託者は、本業務を実施するに当たり、民間事業者等が不特定多数の利用者に対して提供する、画一的な約款や規約等への同意のみで利用可能となる外部サービス（ソーシャルメディアサービスを含む）を利用する場合には、これらのサービスで要機密情報を扱ってはならず、8)に掲げる規程等に定める不正アクセス対策を実施するなど規程等を遵守すること。なお、受託者は、委託業務を実施するに当たり、クラウドサービスを調達する際は、「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）」において登録されたサービスから調達することを原則とすること。

18) 受託者は、ウェブサイトの構築又はアプリケーション・コンテンツ（アプリケーションプログラム、ウェブコンテンツ等の総称をいう。以下同じ。）の開発・作成を行う場合には、利用者の情報セキュリティ水準の低下を招かぬよう、以下の内容も含めて行うこと。

①提供するウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツが不正プログラムを含まないこと。また、そのために以下を含む対策を行うこと。

(a) ウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツを提供する前に、不正プログラム対策ソフトウェアを用いてスキャンを行い、不正プログラムが含まれていないことを確認すること。

(b) アプリケーションプログラムを提供する場合には、当該アプリケーションの仕様に反するプログラムコードが含まれていないことを確認すること。

(c) 提供するウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツにおいて、当省外のウェブサイト等のサーバへ自動的にアクセスが発生する機能が仕様に反して組み込まれていないことを、HTML

ソースを表示させるなどして確認すること。

②提供するウェブサイト又はアプリケーションが脆弱性を含まないこと。

③実行プログラムの形式以外にコンテンツを提供する手段がない場合を除き、実行プログラム形式でコンテンツを提供しないこと。

④電子証明書を用いた署名等、提供するウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツの改ざん等がなく真正なものであることを確認できる手段がある場合には、それをウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツの提供先に与えること。なお、電子証明書を用いた署名を用いるときに、政府認証基盤（GPKI）の利用が可能である場合は、政府認証基盤により発行された電子証明書を用いて署名を施すこと。

⑤提供するウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツの利用時に、脆弱性が存在するバージョンのOSやソフトウェア等の利用を強制するなどの情報セキュリティ水準を低下させる設定変更を、OSやソフトウェア等の利用者に要求することがないように、ウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツの提供方式を定めて開発すること。

⑥当省外へのアクセスを自動的に発生させる機能やサービス利用者その他の者に関する情報が本人の意思に反して第三者に提供されるなどの機能がウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツに組み込まれることがないように開発すること。ただし、必要があつて当該機能をウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツに組み込む場合は、当省外へのアクセスが情報セキュリティ上安全なものであることを確認した上で、他のウェブサイト等のサーバへ自動的にアクセスが発生すること、サービス利用者その他の者に関する情報が第三者に提供されること及びこれらを無効にする方法等が、サービス利用者において容易に確認ができるよう、担当職員が示すプライバシーポリシー等を当該ウェブサイト又はアプリケーション・コンテンツに掲載すること。

会議運営について

会議（検討会、研究会及び委員会を含む。）を運営する場合は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和 4 年 2 月 25 日変更閣議決定）による以下会議運営の基準を満たすこととし、様式により作成した会議運営実績報告書を納入物とともに提出すること。

2.2-1.4 会議運営

(1) 品目及び判断の基準等

会議運営	【判断の基準】 ○会議の運営を含む業務の実施に当たって、次の項目に該当する場合は、該当する項目に掲げられた要件を満たすこと。 ①紙の資料を配布する場合は、適正部数の印刷、両面印刷等により、紙の使用量の削減が図られていること。また、紙の資料として配布される用紙が特定調達品目に該当する場合は、当該品目に係る判断の基準を満たすこと。 ②ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物を印刷する場合は、印刷に係る判断の基準を満たすこと。 ③紙の資料及び印刷物等の残部のうち、不要なものについてはリサイクルを行うこと。 ④会議参加者に対し、会議への参加に当たり、環境負荷低減に資する次の取組の奨励を行うこと。 ア．公共交通機関の利用 イ．クールビズ及びウォームビズ ウ．筆記具等の持参 ⑤飲料を提供する場合は、次の要件を満たすこと。 ア．ワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装を使用しないこと。 イ．繰り返し利用可能な容器等を使用すること又は容器包装の返却・回収が行われること。 【配慮事項】 ①会議に供する物品については、可能な限り既存の物品を使用すること。また、新規に購入する物品が特定調達品目に該当する場合は、当該品目に係る判断の基準を満たすこと。 ②ノートパソコン、タブレット等の端末を使用することにより紙資源の削減を行っていること。 ③自動車により資機材の搬送、参加者の送迎等を行う場合は、可能な限り、低燃費・低公害車が使用されていること。また、エコドライブに努めていること。 ④食事を提供する場合は、ワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装を使用しないこと。 ⑤資機材の搬送に使用する梱包用資材については、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
------	---

- 備考 1 「低燃費・低公害車」とは、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に示した「1.3-1 自動車」を対象とする。
- 2 「エコドライブ」とは、エコドライブ普及連絡会作成「エコドライブ 10 のすすめ」（令和 2 年 1 月）に基づく運転をいう。
- （参考）①自分の燃費を把握しよう②ふんわりアクセル『e スタート』③車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転④減速時は早めにアクセルを離そう⑤エアコンの使用は適切に⑥ムダなアイドリングはやめよう⑦渋滞を避け、余裕をもって出発しよう⑧タイヤの空気圧から始める点検・整備⑨不要な荷物はおろそう⑩走行の妨げとなる駐車はやめよう

支出負担行為担当官

経済産業省大臣官房会計課長 殿

住 所
名 称
担 当 者 氏 名

会議運営実績報告書

契約件名：令和〇〇年度〇〇〇

会議（検討会、研究会及び委員会を含む。）の運営を営む業務の実施に当たって、次の項目に該当する場合は、該当する項目に掲げられた要件の実績を記載すること。

基 準	実 績	基準を満たせなかった理由
- 紙の資料を配布する場合は、適正部数の印刷、両面印刷等により、紙の使用量の削減が図られていること。また、紙の資料として配布される用紙が特定調達品目に該当する場合は、当該品目に係る判断の基準を満たすこと。 - ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物を印刷する場合は、印刷に係る判断基準を満たすこと。 - 紙の資料及び印刷物等の残部のうち、不要なものについてはリサイクルを行うこと。		
- 会議参加者に対し、会議への参加に当たり、環境負荷低減に資する次の取組の奨励を行うこと。 ア．公共交通機関の利用 イ．クールビズ及びウォームビズ ウ．筆記具等の持参		
- 飲料を提供する場合は、次の要件を満たすこと。 ア．ワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装※を使用しないこと。 イ．繰り返し利用可能な容器等を使用すること又は容器包装の返却・回収が行われること。		

記載要領

- 委託契約において複数回会議を運営した場合、全会議を総合して判断すること。
 - 実績については、すべての基準が満たせた場合は、「○」を記載し、基準を満たせなかった項目があった場合は、「×」を記載し基準を満たせなかった理由を記載すること。該当しない項目基準については「－」を記載すること。
- ※ワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装とは、一般的に一度だけ使用した後に廃棄することが想定されるプラスチック製のもので、具体的には、飲料用のペットボトル、カップ、カップの蓋、ストロー、マドラー、シロップやミルクの容器等を指す。